平成２３年（フ）第４５号
山口県岩国市周東町下久原1014番地　アラモード201
債務者　稲用　克也
1　決定年月日時　平成23年６月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月19日まで　山口地方裁判所岩国支部

平成２３年（フ）第４６号
山口県大島郡周防大島町大字小松1677番地
債務者　東石　浩充
1　決定年月日時　平成23年６月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月19日まで　山口地方裁判所岩国支部

平成２３年（フ）第４７号
山口県岩国市昭和町２丁目３番８―306号
債務者　本石眞砂喜
1　決定年月日時　平成23年６月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月19日まで　山口地方裁判所岩国支部

平成２３年（フ）第４８号
山口県玖珂郡和木町関ケ浜２丁目４番12―105号
債務者　梅田　順子
1　決定年月日時　平成23年６月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月19日まで　山口地方裁判所岩国支部

平成２３年（フ）第４２１号
北九州市小倉北区赤坂２丁目１番52―503号
債務者　江原　恵美
1　決定年月日時　平成23年６月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月22日まで　福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２３年（フ）第４６７号
北九州市小倉南区西水町13番29号
債務者　野口　勝美
1　決定年月日時　平成23年６月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月22日まで　福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２３年（フ）第８２号
青森県弘前市大字山王町７番地１　市営住宅Ｄ―201号
債務者　尾崎千鶴子
1　決定年月日時　平成23年６月17日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月25日まで　青森地方裁判所弘前支部

平成２３年（フ）第９０号
神奈川県横須賀市池上３丁目８番30号
債務者　木村　英子
成年後見人　木村　幸夫
1　決定年月日時　平成23年６月16日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月25日まで　横浜地方裁判所横須賀支部

平成２３年（フ）第９９号
神奈川県横須賀市吉倉町１丁目59番地　鈴木アパート２Ｆ
債務者　依田　　茂
1　決定年月日時　平成23年６月16日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月25日まで　横浜地方裁判所横須賀支部

平成２３年（フ）第１２３号
神奈川県横須賀市須軽谷536番地３
債務者　岸　　堅次
1　決定年月日時　平成23年６月16日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月25日まで　横浜地方裁判所横須賀支部

平成２３年（フ）第１２９号
神奈川県三浦郡葉山町一色1237番地の９
債務者　越川　ひろ
1　決定年月日時　平成23年６月16日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月25日まで　横浜地方裁判所横須賀支部

平成２３年（フ）第１７２号
沖縄県那覇市字仲井真161番地１古波蔵マンション202
債務者　恩納　尚也
1　決定年月日時　平成23年６月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月25日まで　那覇地方裁判所民事第３部

平成２３年（フ）第９０３号
愛知県小牧市小牧１丁目110番地　エッセ・グラドⅠ202号
債務者　柘　　友樹
1　決定年月日時　平成23年６月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月２日まで　名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第１２７３号
名古屋市天白区原１丁目104番地　アーバンドエル原503号
債務者　吉田　憲司
1　決定年月日時　平成23年６月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月５日まで　名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第１２８２号
名古屋市中村区角割町３丁目53番地の２　春樹荘１Ｆ―１号
債務者　新井　　哲
1　決定年月日時　平成23年６月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月５日まで　名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第５０号
山口県光市大字小周防843番地９
債務者　田中　聖一
1　決定年月日時　平成23年６月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月８日まで　山口地方裁判所周南支部

平成２３年（フ）第７３号
山口県光市浅江７丁目34番16―302号
債務者　原田奈穂子
1　決定年月日時　平成23年６月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月８日まで　山口地方裁判所周南支部

平成２３年（フ）第５３号
山口市三和町15番43―405号
債務者　儀間　芳子
1　決定年月日時　平成23年６月17日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月12日まで　山口地方裁判所民事部破産係